

全港湾建設支部共催

秋季学習会

2024年11月25(月)18:30~

連合中会議 講師:脇田 滋さん

(龍谷大学名誉教授)

スキマバイトの法的問題 EU指令、ILOの動向を参考に

タイミーやシェアフルなどのスキマバイト、マッチングアプリが柔軟な働き方を提供するものとしてもはやされています。ごく短期の労働力を必要とする企業と、その日のうちに収入を得て後腐れなく辞めたいという労働者のニーズがマッチした結果であるともいわれています。

しかし、実際には様々な問題が引き起こされています。職場での問題はもちろん、アプリの運用上の問題、制度的な問題、法的な問題、きりがありません。何と言っても最大の問題はあまりにも不安定な雇用であるということです。スキマバイトで生計を立てるといようなことが主流になるとは思えませんが、それにしても企業はほとんど何の責任も負わずに「日雇い」労働力を手に入れるのです。そしてその代償としてアプリ運用会社は賃金の3割にも上る手数料を取っているのです。その一方で多くの人が利用していることも事実です。

今回の学習会で、この問題を整理して、特に法的な側面から理解を深めます。

